

定 款

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構と称し、英文では Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization (略称「JRECO」と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、オゾン層保護及び地球温暖化防止等の地球環境の保全のため、フロン類使用製品及び冷凍空調機器等からの冷媒等フロン類（フルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素等）の大気排出抑制、使用の合理化及び管理の適正化等に係わる事業の推進を、関係事業者との連携及び行政当局との協調のもとで実施し、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 冷凍空調機器等の使用時及び廃棄時における冷媒の大気排出削減に係る事業
- (2) フロン類の再利用、使用の合理化に係る事業
- (3) 冷凍空調機器及び冷媒フロンの管理の適正化に係る事業
- (4) 冷媒の充填、回収及び機器の点検等に係る技術者等の育成と資格者認定・登録及び事業所の認定・登録に係る事業
- (5) 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づく措置に係る事業
- (6) 国際的なオゾン層保護及び地球温暖化防止等、地球環境保護の推進に係る事業
- (7) フロン類対策に関する情報収集・情報提供に係る事業
- (8) フロン類によるオゾン層保護及び地球温暖化防止等、地球環境保護を図るための研究・開発及び普及・啓発に係る事業
- (9) 行政機関及び関係団体との連絡、調整並びに政策への協力
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年 4月 1日に始まり、翌年 3月 31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告し、又は承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

第4章 評議員

(評議員の定数)

第8条 この法人に評議員5名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）及び別途評議員会で定めた「評議員の選任及び解任に関する規程」に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の第1号から第6号のいずれかに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- (1) 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- (2) 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (3) 当該評議員の使用人
- (4) 前2号に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (5) 前2号に掲げる者の配偶者
- (6) 第2号から第4号までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(評議員の任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第11条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員にその職務を行うために要する費用を支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議することができる。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 評議員の選任及び解任に関する規程の変更
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第18条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人1名が署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち1名を専務理事とする。

- 4 理事長及び専務理事以外の理事のうち1名を常務理事とすることができる。
- 5 理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事を選任する場合には、次の第1号から第6号のいずれかに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。
 - (1) 当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族
 - (2) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (3) 当該理事の使用人
 - (4) 前2号に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - (5) 前2号に掲げる者の配偶者
 - (6) 第2号から第4号までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事が第21条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める「常勤役員報酬規程」に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員にその職務を行うために要する費用を支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 この法人は、一般法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事は、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告には、適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が署名又は記名押印する。

第8章 会員

(会員)

第37条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者を会員とする。

2 会員は、理事会において別に定める「会員及び会費規程」により、会費を納入しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、会員、会費に関して必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第9条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分等)

第40条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告によって行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

第11章 補則

(会長)

第42条 この法人に、任意の機関として、会長を置くことができる。

- 2 会長は、この法人の象徴的存在として、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 会長の選任及び解任は、評議員会において決議する。
- 4 会長の報酬は、無報酬とする。

(委員会)

第43条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について調査研究し又は審議する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第44条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員及び嘱託を置き、理事長が任免する。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

(実施細則)

第45条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

第12章 附則

(設立時評議員)

第46条 この法人の設立時評議員は次のとおりとする。

設立時評議員	藤田	稔彦
設立時評議員	西菌	大実
設立時評議員	松田	直敬
設立時評議員	久保	一朗
設立時評議員	大沢	至
設立時評議員	宇都	慎一郎

(設立時役員)

第47条 この法人の設立時役員は次のとおりとする。

設立時理事	鳥波	益男
設立時理事	南雲	誠
設立時理事	岸本	哲郎
設立時理事	北村	健郎
設立時理事(専務理事)	作井	正人
設立時理事	河西	詞朗
設立時代表理事(理事長)	鳥波	益男
設立時監事	佐々木	健
設立時監事	河原	兼治

(最初の事業年度)

第48条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立者の名称及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第49条 設立者の名称及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、以下のとおりである。

- (1) 東京都港区芝公園三丁目5番8号
設立者 社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会
拠出する財産及びその価額 現金 金120万円
- (2) 東京都港区芝公園三丁目5番8号
設立者 社団法人 日本冷凍空調工業会
拠出する財産及びその価額 現金 金120万円
- (3) 東京都文京区本郷二丁目40番17号
設立者 日本フルオロカーボン協会
拠出する財産及びその価額 現金 金60万円

(法令の準拠)

第50条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。